※掲載している催しは、中止・延期になる場合があります。

令和２年度ひとまもり・おでかけ支援事業
バス回数乗車券を販売します

高齢者の移動手段確保を目的に、バス回数乗車券購入費の一部を助成します。

販売期間・場所・必要なものなど

購入・利用できる人	別府市の住民基本台帳に記載されており、昭和 26 年４月１日以前生まれの人
対象路線・区間	大分交通（株）と亀の井バス（株）が運行する路線バスで別府市内の区間
販売価格	１冊 1,000 円（額面 2,000 円分）※１人 10 冊まで
販売期間	令和２年 10 月１日（木）～令和３年３月 31 日（水）（土・日曜日、祝日除く） ※バス回数乗車券は、充分にご用意しています。 ※販売開始直後は混雑が予想されます。新型コロナウイルス感染対策のため、マスク着用のうえ、できるだけ混雑時期を避けてお越しください。
販売場所・時間	**■先行販売【９月 28 日（月）～ 30 日（水）　９時～ 14 時】** 混雑緩和のため、亀川・朝日・南部出張所で先行販売を行います。 ※ 10 月１日（木）以降も引き続き販売します。 **■通常販売【10 月１日（木）～】** 市役所１階高齢者福祉課　９時～ 15 時 ※ 10 月１日（木）～７日（水）までは市役所１階特設会場 亀川・朝日・南部出張所　９時～ 14 時
利用可能期間	令和２年 10 月１日（木）～令和４年６月 30 日（木） ※昨年度より大幅に延長しています。
必要なもの	運転免許証、健康保険証などの本人確認書類、印鑑 ※代理が購入する場合は、窓口に来る人の本人確認書類も必要です。

©Team Beppyon

※詳しくは下記へお問い合わせください。市ホームページにも掲載しています。

HP　市ホームページ→生活→福祉→高齢者福祉→ひとまもり・おでかけ支援事業

問　高齢者福祉課
☎２１－１４４２

▲市ホームページ

債務者相談会（要申込）

弁護士による30分程度の相談です。借金問題でお困りの人はご相談ください。

日時・場所
①10月８日㈭
13時30分～16時30分
市役所４階４F－２会議室
②10月22日㈭
13時30分～16時30分
市役所３階３F－１会議室

申込方法　事前に電話で左記へ。

定員　各６人（先着順）

申問　産業政策課
☎(21)１８８１

消費生活相談

消費生活に関するトラブルや契約・解約などの相談を受けています。一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

日時　毎週月～金曜日
９時～16時30分
※祝日は除く。

相談員　消費生活専門相談員

場所・問　別府市消費生活センター
（市役所４階産業政策課内）
☎(21)１８８１

※掲載している催しは、中止・延期になる場合があります。

国民健康保険・後期高齢者医療制度夜間窓口

「日中、仕事などで納付や手続きに行けない」などでお困りの人のために夜間窓口を開設します。

保険税・保険料の納付や納付相談、加入や脱退の手続きにご利用ください。電話での相談も受け付けます。

日時 10月8日(木)、27日(火) 17時30分～20時

問 保険年金課 ☎(21)1148

国民健康保険証の発送

70歳になる人

国民健康保険加入中で70歳になる人（昭和25年10月2日～昭和25年11月1日生まれ）へ、令和3年7月末日までの高齢受給者証一体型保険証を10月下旬に郵送します。

問 保険年金課 ☎(21)1148

在宅寝たきり高齢者の介護者に見舞金支給

左記の基準日において、別府市に1年以上住所を有する満70歳以上の在宅寝たきり高齢者（国が定める寝たきり度ランクB・C該当者）と1年以上継続して同居し、居宅で介護している人に見舞金を支給します。

基準日 令和2年10月1日(木)

見舞金額 年額3万円

受付期間 10月1日(木)～30日(金)

※土・日曜日、祝日を除く。

※各出張所でも申請を受け付けます。

※支給決定については、その他条件があります。詳しくは左記へ。

申問 高齢者福祉課 ☎(21)1442

令和３年度課税分　新型コロナウイルス感染症緊急経済対策
中小事業者等の固定資産税・都市計画税を軽減します

市への申告手続きの前に認定経営革新等支援機関等で確認を受ける必要があります

新型コロナウイルス感染症の影響で、事業収入が一定以上減少している中小事業者等（ただし大企業の子会社等は除く）に対して固定資産税・都市計画税を軽減します。

軽減割合　令和２年２月～10月までの任意の連続する３か月間の事業収入の合計額が前年の同期間と比較して、

■ 30%以上50%未満減少している場合…２分の１軽減

■ 50%以上減少している場合…全額軽減

対象となる固定資産　令和３年１月１日現在において、中小事業者等が所有する事業用家屋と償却資産

※令和３年度の課税分に限定されます。※土地や個人が所有する居住用の家屋は軽減の対象外です。

※事業用と居住用が一体の家屋の場合、事業に供している床面積に応じた部分が対象です。

※事業用家屋の所有者が、中小事業者等ではなく、個人（会社の経営者など）である場合は軽減の対象外です。ただし個人（会社の経営者など）が所有する事業用家屋を「個人事業主」として会社へ貸し付けている場合、個人事業主の貸し付け事業収入が減少要件等を充たせば軽減の対象となる可能性があります。

手続方法　事前に認定経営革新等支援機関等へ申告書を提出し、要件を充たしていることの確認依頼を行ってください。支援機関等の確認を受けた後に別府市へ申告書を提出してください。

※認定経営革新等支援機関とは、国の認定を受けた税理士や公認会計士などですが、今回の軽減制度では国の認定を受けていない専門家も確認が可能です。詳しくは市ホームページをご覧ください。

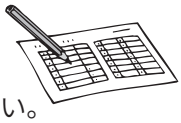

市への申告書の提出期間　令和３年１月４日(月)～２月１日(月)まで【期限厳守】

※償却資産を所有している場合は、毎年行う償却資産の申告と同時に軽減の申告を行ってください。

※詳しくは市ホームページをご覧ください。

HP 市ホームページ→新型コロナウイルスに関する情報まとめ→令和３年度課税分新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における固定資産税・都市計画税の軽減について▶

申告・問　資産税課　☎２１－１１２０

※掲載している催しは、中止・延期になる場合があります。

浄化槽をお使いの皆さんへ 浄化槽の法定検査を受検しましょう

浄化槽は定期的な保守点検と清掃のほか、浄化槽の機能がきちんと確保されているかを確認する法定検査を年1回受検する義務があります。きれいな川を守るためにも法定検査を受検しましょう。

※検査には手数料がかかります。

問 東部保健所衛生課生活衛生・環境班 ☎(67)2513

問 環境課別府市リバーサイドオアシス春木苑 ☎(66)1831

申 大分県環境管理協会 ☎097(567)1855

公共下水道への接続のお願い

海や川を守り快適な生活環境を確保するため、公共下水道の整備が完成した区域の人に対し、公共下水道への接続をお願いしています。

公共下水道の供用開始後は下水道法により、くみ取り便所は3年以内に、し尿浄化槽などについても遅滞なく公共下水道に接続することになっています。公共下水道が整備されたら、できるだけ早い接続をお願いします。

ご存じですか 水洗便所改造資金貸付制度

下水道処理区域内のご家庭で、くみ取り便所を水洗トイレに改造したり、浄化槽を廃止して公共下水道に接続する工事をする場合、制度を利用できます。次の条件を全て満たしている個人が対象となります。

対象者の条件

①建物の所有者または使用者

②別府市内に住所を有し、自己資金のみでは工事の費用を一時に負担することが困難な人

③下水道受益者負担金、下水道使用料、市税などを完納している人

④貸付金の償還が確実と認められ、連帯保証人を立てることができる人

貸付金額 42万円以内

貸付金の償還 貸付した月の翌月から60か月以内

貸付利子 無利子

償還方法 毎月7千円の元金均等償還

提出方法

指定工事店を通じて工事完成検査前に提出

※貸付金の予算には限りがありますので、ご利用を検討される際は、お問い合わせください。

公共下水道をお使いの皆さんへ 井戸水や温泉の排水は届出を

公共下水道の使用料は、水道メーターの検針水量に基づき請求を行っていますが、井戸水や温泉を公共下水道に排水する場合も使用料の対象となります。

井戸水や温泉の使用を開始・変更・中止した場合は、使用料の請求額が変わりますので必ず届出をお願いします。

問 上下水道局下水道課 ☎(21)1486

10月7日(水)11時から試験放送

緊急時の住民への迅速で確実な情報伝達のため、国がJアラートの全国一斉情報伝達試験を実施します。

放送日時 10月7日(水) 11時～

放送場所 市内10か所のサイレンスピーカー

※試験放送ですのでお間違いのないようお願いします。

※放送内容が不明の場合は、テレフォンサービス ☎0180－999－273まで。

問 防災危機管理課 ☎21－2255

訓練 シェイクアウト別府 市内一斉安全確保行動訓練

訓練時、サイレンが鳴り携帯電話などに緊急速報メールが届きますが、災害ではありませんのでお間違いないようにお願いします。

津波防災の日に合わせ、大分県中部を震源とした大地震が発生したとの想定で、「シェイクアウト」訓練を行います。

日時	11月5日(木) 正午	場所	別府市全域
対象	別府市内にいる人		
内容	①地震発生の合図		
	市内15か所のサイレンスピーカー(消防サイレンや防災情報サイレンなど)から、20秒間サイレンを鳴らします。		
	②安全確保行動		
	サイレンを聞いた人は、ただちに下図のような安全確保行動をとってください。		
	③緊急速報メール		
	携帯電話などに「緊急速報メール」が届きますので、内容を確認してください。		

参加団体登録 この訓練に参加していただける団体は、次の二次元コードまたは、別府市ホームページから登録をお願いします。

©Team Beppyon

問 防災危機管理課 ☎21－2255

※掲載している催しは、中止・延期になる場合があります。

野外焼却（廃棄物の不法焼却）は犯罪です

風俗慣習上の行事などの一部例外を除いて、野外焼却は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されており、違反した場合は、懲役や罰金が科せられます。

また、近隣トラブルの原因にもなりかねません。

刈った雑草などは、たい肥にするか指定ごみ袋に入れてごみ収集へ出しましょう。

※公共の道路や公園でのボランティアによる清掃活動で生じたごみは、清掃事務所（☎(66)5353）へ連絡してください。

問 環境課 ☎(21)1134

農地農業相談

日時 10月15日(木) 13時30分～15時30分

場所 市役所4階 農業委員会室

内容 農地、農業に関する相談など

相談員 農業委員

農地利用最適化推進委員

※要予約。10月7日(水)までに電話で左記へ申込み。

申問 農業委員会事務局 ☎(21)1178

大分海区漁業調整委員会選挙人名簿の縦覧

日時 10月20日(火)～11月3日(火)(祝) 8時30分～17時

場所 選挙管理委員会事務局

※(土)(日)(祝)は市役所宿直室

問 選挙管理委員会事務局 ☎(21)1564

別府法務局証明サービスセンター窓口の時間延長

市役所グランドフロアーにある「別府法務局証明サービスセンター」の窓口取扱時間を延長します。

延長開始日 10月1日(木)～

窓口取扱時間 9時～17時

※昼休みの時間帯も業務を行います。

問 大分地方法務局総務課 ☎097(532)3161

鉄輪空き家・空き店舗再生セミナー

鉄輪温泉エリアでは、廃業した宿をリノベーション（改築）して新たに商いを始める店舗が増えています。鉄輪エリアの貸間再生事例をもとに、空き物件の利活用についてセミナーを開催しますので、市内で旅館や店舗を営む皆さん、ぜひご参加ください。

日時 10月21日（水）
13時30分～15時30分

場所 a side ー満寿屋ー
（井田４組すじ湯温泉前）

※駐車場は、近隣のコインパーキングなどをご利用ください。

定員 10人

内容
・空き物件の利活用についてのセミナー
・NPO空き家サポートによる個別の相談会
（リノベーションにかかる費用や荷物の整理、相続についてなど、疑問点を直接相談できます。）

申込方法

右のＱＲコードから登録フォームにご入力いただくか、電話で下記へお申し込みください。

▲登録フォーム

申・問 別府市Ｂ－ｂｉｚ　ＬＩＮＫ
☎７６－５２０５

有害鳥獣被害でお困りの人へ

申・問 農林水産課 ☎２１－１１３３

イノシシ・シカ・サルの防護柵を補助します

農林業を営む人が農作物を守るために、令和３年度中に設置する防護柵の費用に対して補助金を交付します。

補助対象
①イノシシ用金属メッシュ柵（延長50m以上）
②シカ用金属メッシュ柵（延長50m以上）
③イノシシ用電気防護柵（延長200m以上）
④イノシシ・シカ兼用電気防護柵（延長200m以上）
⑤サル防護ネット

補助金額 費用の３分の２以内

受付期間 10月１日（木）～30日（金）
※申込み多数の場合は抽選します。

放置された果樹を伐採します

サルがやってくる原因となっている放置された果樹を無償で伐採します。

伐採にあたっては、果樹の所有者の同意などが必要です。

※掲載している催しは、中止・延期になる場合があります。

別府市立地適正化計画案の市民意見募集

市では現在、立地適正化計画の作成を行っており、8月に開催した説明会でのご意見などをもとに計画案を作成しましたので、それに対する皆様のご意見を募集します。

計画案は、左記窓口か市ホームページでご覧になれます。

募集期間　10月21日(水)～11月4日(水)

受付方法　窓口に持参いただくか、メール、郵送またはFAXで左記へ。

提出・問　〒874の8511 別府市役所　都市政策課 ☎(21)1471 FAX(22)9478 ✉cip-co@city.beppu.lg.jp

違反建築防止週間

10月15日(木)～21日(水)は、「違反建築防止週間」です。違反建築のない安全安心で暮らしやすいまちを協働でつくりましょう。

問　建築指導課 ☎(21)1487

消防団員募集

～暮らす街が、守る街に～

対象　別府市に居住する18歳以上の人(大学生も可)

身分・処遇など

・特別職の地方公務員として活動し、年報酬や各種手当を支給

・5年以上勤務し退団した場合、退職報償金を支給

・消防団活動に必要な被服などの支給(活動服・アポロキャップなど)

・消防団活動中の負傷や事故に対しての補償

・職務にあたって功労・功績があった場合の表彰

問　消防本部庶務課 施設消防団係 ☎(25)1123

普通救命講習

日時　10月11日(日) 9時～12時

場所　消防本部4階会議室

※エレベーターはありません。

内容　心肺そ生法、AED取扱い、止血法など

定員　15人(先着順)

※事前に電話で左記へ申込みをしてください。

※受講の際は感染症対策にご協力をお願いします。

※動きやすい服装でお越しください。

申問　消防本部警防課 ☎(25)1124

10月1日は「土地の日」10月は「土地月間」です

～土地は限られた貴重な資源です～

一定面積以上の土地取引を行った場合は、契約締結日を含めて2週間以内に国土利用計画法に基づく届出が必要です。

届出が必要な土地の面積

・市街化区域内　2,000㎡以上

・市街化調整区域内　5,000㎡以上

・都市計画区域外　10,000㎡以上

届出者　土地の権利取得者(売買であれば買主)

届出が必要な土地取引　売買、交換、営業譲渡、共有持分の譲渡など(これらの取引の予約の場合も事後届出が必要です)

届出書類　土地売買等届出書、契約書の写し、位置図、付近案内図、字図など

10月4日は都市景観の日です

一人一人の心がけが美しいまちなみをつくります。
この機会に「美しいまち」「住みたいまち」とはどのようなものか考えてみませんか。

■建物を建築する際には、周囲のまちなみや連続性に調和した配置や形状、色彩にしましょう。

■道路に面する場所は、できるだけ植栽や自然の素材を用い、まちに潤いを与えましょう。

■風致地区内、地区計画区域内、重点景観計画区域内（鉄輪・明礬）で建築などを行う際は、許可または届出が必要です。上記の区域以外でも一定規模以上の建築、土地の形質の変更などを行う際にも事前協議のうえ、景観の届出をしてください。既存の建物の外観を変更する修繕や模様替え、色彩の変更（同色にする場合を含む）を行う際も届出が必要です。

許可・届出・問　都市政策課　☎21－1471

※掲載している催しは、中止・延期になる場合があります。

別府市高等学校・大学奨学生の募集

経済的な理由により、学資の支払いが困難な学生に別府市から奨学金を贈与または貸与します。

申込期間　10月20日(火)～12月10日(木)

高等学校奨学生（学資贈与）

対象　令和3年4月に高等学校または高等専門学校進学を予定する人

金額　月額6千500円または7千円

大学奨学生（学資貸与）

申込先　在学している中学校

対象　令和3年4月に大学（短期大学を含む）進学を予定する人

金額　月額4万円

※大学奨学金についての詳細は左記まで。

問　学校教育課　☎(21)1574

人権相談（要予約）

部落差別問題をはじめとした人権問題に関する各種相談を電話や面接でお受けします。

日時　平日9時～16時

※祝日、年末年始は除く。

場所・申問　人権啓発センター（石垣東10丁目7番5号）☎(23)6163

身近な人権講座

日時　10月22日(木)13時30分～15時30分

場所　野口ふれあい交流センター（野口元町）

テーマ　子どもと人権～障がい児の教育と親支援～

講師　社会福祉法人とんとん　理事長　田中カヨコさん

問　社会教育課　☎(21)1587　人権同和教育啓発課　☎(21)1291

人権啓発センターの各種講座

場所　人権啓発センター（石垣東10丁目7番5号）

◆人権ミニ講座

日時　10月15日(木)10時～11時30分

テーマ　子どもと人権　子どもの発想と心を育てる魔法の声かけ

講師　学童保育「あすらん」代表　片原由貴子さん

◆市民人権講座

日時　10月28日(水)10時～12時

テーマ　部落差別問題

演題　今も残る部落差別について

講師　国東市隣保館指導員　木村瞳さん

※各講座に参加希望の人は、事前に左記へご連絡を。

申問　人権同和教育啓発課　☎(21)1291　人権啓発センター　☎(23)6163

わたしたちのねがい

真の多文化共生社会をめざして

多文化共生社会とは…

国籍や民族などが異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、尊重し合い、助け合いながら、共に生きていく社会のことをいいます。

別府市には留学生を含め多くの外国人が生活しています。市内で外国人と接する機会もたくさんあります。昨年4月からは新たな外国人材の受け入れ制度（特定技能：不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に属する相当程度の知識または経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格）による就労も始まりました。

このような中、特定の人種や民族、国籍であることを理由に暴言や侮辱、嫌がらせを行い、外国人という理由だけで決めつけた見方をしたり、不利益な取り扱いをしたり、日本の文化・習慣を押し付けようとすることがあります。これをレイシャルハラスメント（「レイシャル＝人種」にまつわる「ハラスメント＝差別や嫌がらせ」）、略してレイハラと呼びます。レイハラを抑止するためには、外国人に対して、思い込みや偏見を持たずに接することが大切です。さらに外国の文化に対して敬意を払い、お互いの異なる価値観を尊重していくことが重要です。

別府を訪れる誰もが、「来てよかった」と感じられるよう、普段から国籍や民族などの垣根を越え、誰もが気持ちよく過ごせるまちになるよう努めていきましょう。

10月の無料人権相談

日時　10月14日(水)

10時～12時、13時～15時

場所　市役所3階　3F－1会議室

相談員　人権擁護委員

お気軽にご相談ください。（予約優先）

問　人権同和教育啓発課　☎21－1291

※掲載している催しは、中止・延期になる場合があります。

里親になりませんか

里親とは、様々な事情により、家庭での生活を送ることができない子どもを家族の一員として迎え、あたたかな雰囲気の中で豊かな愛情を持って心身ともに健やかに育ててくださる人のことです。

養育をお願いする期間は数日間から数年間まで様々です。

里親募集説明会

日時 10月29日(木) 14時～16時

場所 市役所3階 3F―1会議室

申込方法 事前に電話で左記へ申込み。

申問 大分県中央児童相談所里親担当 ☎097(544)2016

子どもに関する弁護士専門相談

一人で悩みを抱えずに、ぜひご相談ください。

日時 10月15日(木) 16時～18時

場所 光の園子ども家庭支援センター内（荘園）

内容 子どもや子育て環境に関する悩みを、法律や人権の観点から弁護士に相談できます。

※事前に電話で左記へ予約が必要です。

※無料。1人30分程度。

申問 別府市子ども家庭総合支援拠点（光の園） ☎080(3371)0874

高齢者優待入浴券のお知らせ

別府市に住所を有し、10月1日～令和3年3月31日までに満70歳を迎える人は、10月1日から優待入浴券の交付申請ができます。

※利用回数は90回分です。

※その他のお知らせは市報9月号7ページをご覧ください。

問 高齢者福祉課 ☎(21)1442

交通安全指導員募集

対象 下記の小学校付近で、登校時に子どもたちへ交通安全指導をしていただける人。性別は問いません。

募集校区 南小、大平山小

報酬 10万円（年額）

指導時間 授業日の7時30分～8時30分(約1時間)

問 防災危機管理課 ☎(21)2255

税務署からのお知らせ

所得税の予定納税（第2期分）の納付

令和2年分の「所得税及び復興特別所得税」の予定納税（第2期分）の納期限は11月30日(月)です。納期限までに金融機関または税務署で納付してください。振替納税を利用する人は、納期限前日までに口座の残高をご確認ください。

インターネットを利用した電子納税手続きは、左記ホームページをご覧ください。

問 別府税務署 ☎(23)2111

e―Taxについて

HP https://www.e-tax.nta.go.jp

今月のクイズ

問題 プラスチックごみを減らすため、買い物には「マイ○○○」を持ち歩きましょう（ヒント：4、5ページ）

応募方法

『①答え（○の中に当てはまる文字）②郵便番号、住所、氏名、年齢、電話番号③今月号で印象に残った記事④市報へのご意見、ご感想など』を記入のうえ、はがきまたは電子メールでお送りください（1人1通）。正解者の中から抽選で5人に粗品を進呈します。なお、当選者の発表は発送をもってかえさせていただきます。

宛先 〒874-8511 別府市秘書広報課

✉ sec-ma@city.beppu.lg.jp

締切 10月23日(金) 必着

8月号の答えは「ソフト」でした。たくさんのご応募ありがとうございました。

別府市からのお知らせ

♨別府市ホームページ（スマートフォン対応）
https://www.city.beppu.oita.jp/
市HP

♨マチイロ
スマートフォン用アプリで市報がご覧になれます。

♨ＬＩＮＥ別府市
市政やイベント情報、災害情報を発信します。お友達登録をお願いします。
ＬＩＮＥお友達登録

♨Face べっぷ（Facebook 別府市ページ）
四季折々の行事や風景、様々なお知らせを発信しています。

♨ＣＴＢ別府市だより
月～金曜日 10:50、12:50、18:50、22:50（毎週月曜日更新）

♨バンブーシアター
市役所1階正面玄関ロビーに設置している大画面のシアターで、別府の観光や文化の動画などを放映しています。

♨別府市災害連絡掲示板（Facebook）

♨テレドーム 火災などの情報 ☎０１８０(９９９)２００

♨テレドーム 津波などの情報 ☎０１８０(９９９)２７３

♨声の市報・点字市報 視覚に障がいのある方にお送りしています。秘書広報課(☎２１－１１２３)へお問い合わせください。